

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

平成27年12月14日

条例第75号

改正

平成29年12月15日 第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(国家戦略特別区域法施行令第12条第2号の条例で定める期間)

第2条 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「政令」という。）第12条第2号の条例で定める期間は、3日とする。

(立入調査等)

第3条 区長は、法第13条第9項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、同条第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）の事務所又は政令第12条第1号に規定する施設に立ち入り、当該認定事業者に係る法第13条第4項に規定する認定事業の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業計画の周知)

第4条 法第13条第1項に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ当該特定認定に係る事業計画の内容について近隣住民に周知しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成28年1月規則第2号で、同28年1月29日から施行)

付 則

この条例は、平成30年3月15日から施行する。